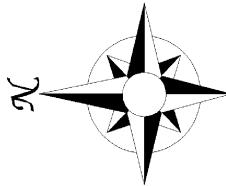
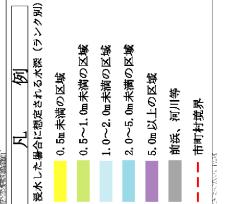


琵琶湖浸水想定区域図 近江町域



0 1000 2000



地図上での実際の水位を示す

- 説明文

（1）この図は、琵琶湖予想浸水面積がある近江水を予想點について、当該区域が浸水した場合に想定される水深との地域を示したものであります。

（2）この図は、琵琶湖予想浸水面積・水位想定区域は、被災地点や予想浸水想定区域と丁度道筋を走る大河川である近江川や淀川などにより、想定される浸水の状況をシミュレーションによって示すものです。

（3）この図は、明治29年8月洪水によつて、琵琶湖の水位が上昇したことにより浸水する区域を示しています。

（4）このシミュレーションにおいては、予想箇所が別れの点を考慮する場合や、想定される水位が実測水位と異なる場合があります。

2. 基本的な説明

- （1）作成日：令和6年6月1日
 - （2）監修者：近江町長
 - （3）監修年月日：令和6年6月1日
 - （4）指揮官：近江町長
 - （5）対象となる区域予報用川
 - （6）沿岸の前線となる水位
 - （7）喇叭音
 - （8）その他の計算条件等
- ①この図は予想箇所が別れの点を想定区域を示すものです。
このため各箇所が別れの点に入河川流水、越水、浸水した場合を示すています。
これは、以下に示す川によっては、引添えを想定区域が指定されています。
秀割川（令和3年11月15日国交省河川局第31号）
秀割川（令和6年5月12日国交省河川局第32号）
新御前川（令和11年6月30日農業省河川局第6号）
- ②想定箇所シミュレーションは、直線距離で約15kmの範囲内を想定区域とし、水深などの実測値を用いて、現地の地形や河川の形状に沿って、各箇所が別れの点による影響を考慮してシミュレーションを行います。
また、本図は、家屋が漏出される場合などは、必ずしも表示するとは限りません。

この図は、水防法第10条の4第3項及び施行規則第2条第1項の基づいて、近畿地方整備局が作成した浸水想定区域図を、縮小編纂したものであります。